

2024 年度（第 9 期）官民協働海外留学支援制度 ～新・日本代表プログラム～
「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」について

よくあるご質問（FAQ）

※Q1～Q63 は【拠点形成支援事業】に基づきます。（補足）の質問が滋賀県版事業に関する QA となります。

※地域協議会とは当県では滋賀留学支援コンソーシアムを指します。（以下、コンソーシアム）

【拠点形成支援事業について】

Q1. 拠点形成支援事業とは何ですか。

A1. 拠点形成支援事業とは、高校生等のグローバル人材育成に取り組む留学モデル拠点地域を全国に作り、地域課題等を自分事として捉え、海外留学を通じて探究する人材を、地域において育成することを目的とした事業です。

トビタテ！留学 JAPAN ～新・日本代表プログラム～【高校生等対象】はトビタテ事務局が生徒等を直接募集し、選考等を行っていますが、拠点形成支援事業は各地域の地域協議会が主体となって運営しており、各地域の産学官（産業界、高等教育機関、地方自治体）が連携し、プログラムの企画・運営、生徒等の募集、選考等を行っています。

Q2. 地域協議会とは何ですか。

A2. 各地域の拠点形成支援事業を運営している産学官の連携組織（コンソーシアム）です。

各地域が行う事業について質問がある場合は、地域協議会へ質問してください。「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」については滋賀留学支援コンソーシアムへお問い合わせください。

Q3. 拠点形成支援事業独自のプログラムとは何ですか。地域事業のプログラムはどのようなものですか。

A3. 拠点形成支援事業のプログラムは、各地域が地域の活性化に資すると考える独自のテーマに沿って設定されています。プログラムには、留学だけでなく、地域独自の事前・事後オリエンテーションや壮行会・事後報告会、トビタテ！留学 JAPAN ～新・日本代表プログラム～【高校生等対象】の事前・事後研修も組み込まれています。

なお、トビタテ！留学 JAPAN ～新・日本代表プログラム～【高校生等対象】の壮行会にも参加可能です。

Q4. 拠点形成支援事業を行っている地域はどこですか。

A4. 現在、石川県・滋賀県・静岡県の3地域が拠点形成支援事業を行っています。

詳細は「拠点形成支援事業」ウェブサイトをご確認ください。

<https://tobitate-mext.jasso.go.jp/newprogram/hs/ltg/>

Q5. 拠点形成支援事業の「地域支援企業」とは何ですか。

A5. 拠点形成支援事業は、トビタテ全体の支援企業からの寄附金だけでなく、各地域の地元企業からの寄附金で成り立っています。寄附をくださっている地元企業を「地域支援企業」と呼んでいます。

【応募要件について】

Q6. 応募要件について教えてください。

A6. 地域の高校等に在籍している必要があります。また派遣留学生としての要件に加え、留学計画および在籍高校等についても要件を設けています。必ず地域協議会が公表している募集要項ですべての要件を確認してください。

※詳細は地域協議会の募集要項・ウェブサイト等を御確認ください。

Q7. 学業成績や語学力は問われますか。

A7. 学業成績や語学力の要件はありません。

Q8. 家計基準を満たすかどうかの確認方法を教えてください。

A8. 家計基準の判定は、在籍高校等に必要書類を提出し確認してください。

日本学生支援機構のホームページで公開している以下のページで、家計基準を満たすかどうかの目安をご自身で確認することは可能です。

(参考リンク先) 進学前(予約採用)の第二種奨学金の家計基準 | JASSO
進学資金シミュレーター|JASSO

※こちらはあくまでも目安となります。詳細については在籍高校等の担当者にお問い合わせください。

【学校担当者向け】

家計基準の判定は必ず在籍高校等が行ってください。家計基準の判定は「家計基準判定ツール(高校第 9 期応募用)」を使用して行ってください(募集要項「7. 要件」参照)。

Q9. 定時制や通信制の高校等に在籍する生徒等は応募できますか。

A9. 定時制や通信制の高校等に在籍する生徒等でも応募可能です。詳細は在籍高校等の担当者に募集要項「在籍高校等の要件」を満たすかも含めてご確認ください。

Q10. 高等学校の専攻科や特別支援学校高等部の専攻科の生徒等は応募できますか。

A10. 応募できません。トビタテ！留学 JAPAN ～新・日本代表プログラム～【大学生等対象】のコースへ応募してください。

Q11. 高等専門学校第3学年で、留学開始時に第4学年になる生徒は応募できますか。

A11. 応募できません。トビタテ！留学 JAPAN ～新・日本代表プログラム～【大学生等対象】のコースへ応募してください。

Q12. 在籍高等学校等が留学中の探究活動や学修について単位認定を行いませんが、応募できますか。

A12. 応募できます。

Q13. 応募に際して注意する事項はありますか。

A13. 留学計画を学修と認めるかどうか、また適切な危機管理体制をとれるかどうかについては、各在籍高校等の判断となります。そのため、休学中の支援の取扱い、ビザ等の取扱い、留学先での活動の単位認定の取扱いについては各在籍高校等によって異なりますので、必ず確認してください。

Q14. 募集時期はいつでしょうか。

A14. 第一日程(新高校2・3年生/新高校1年生)は 2024 年1月9日(火)から 2024 年3月19日(火)が応募申請期間となり、第二日程(新高校1年生)は 2024 年4月15日(月)から4月22日(月)が応募申請期間です。ただし、各学校における応募申請の締切りなどは学校によって異なりますので必ず在籍高校等に確認してください。(募集要項 10. スケジュール)

【応募にかかる手続について】

Q15. 応募書類はどこで手に入れたらよいでしょうか。

A15. 応募はすべて応募申請システム(奨学金サイト「ガクシー」)で行います。応募準備のための「留学準備シート」および「応募申請の手引き」は県教育委員会ホームページに掲載しています。

Q16. 内容の異なる留学計画を複数申請することは可能ですか。

A16. 複数の留学計画を申請することは認められません。

Q17. 複数のコースに併願することは可能でしょうか。

A17. 複数のコースへの併願は認められません。留学計画と各コースの趣旨等を勘案して、最も適切と考えるコースに応募してください。

Q18. トビタテ！留学 JAPAN ～新・日本代表プログラム～【高校生等対象】と同期の「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」の両方に応募することは可能でしょうか。

A18. 応募できません。既に 2024 年度第9期トビタテ！留学 JAPAN ～新・日本代表プログラム～【高校生等対象】に応募しており、拠点形成支援事業への応募を希望する生徒等は、前者の応募を取り下げることが可能です。

Q19. トビタテ！留学 JAPAN ～新・日本代表プログラム～【高校生等対象】の一次審査が不合格となったのですが、同期の「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」への応募は可能でしょうか。

A19. 応募申請期間中であれば応募は可能です。応募要件を満たしているかを確認の上、御応募ください。

Q20. 在籍高校等を通さず、個人で応募することはできますか。

A20. 応募できません。必ず応募時の在籍高校等を通じて応募してください。

Q21. 応募に際して注意する事項はありますか。

A21. ※以下の点に御注意ください。

①面接審査および県が実施する壮行会、事前・事後オリエンテーション、報告会、新・日本代表プログラムの事前・事後研修は必ず参加してください。

②在籍高校等が応募を認めるかどうかや、応募を希望する生徒等の留学計画を教育上有益な学修と認めるかどうかは、各在籍高校等が判断します。応募を希望する場合は、在籍高校等の担当者に必ず確認してください。

③身体等に障害があり、面接審査を受験するに当たり配慮が必要となる場合は、事前に在籍高校等を通じて地域協議会に相談してください。

その他の注意事項は、募集要項等を御確認ください。

Q22. 【学校担当者のみ】応募に際し、生徒等に推薦順位や推薦書等を付す必要はありますか。また、学校ごとに応募可能人数の上限はありますか。

A22. 推薦順位や推薦書等を付す必要はありません。応募可能人数の上限もありません。

【留学計画・内容について】

Q23. どのような留学計画が対象になりますか。

A23. 留学計画の要件を満たしており、探究活動(※)が含まれている計画であれば、幅広く対象となります。ただし、語学学習のみの留学計画は対象外です。

※探究活動: 自らの興味、関心に基づいて課題を設定し、解決に向けて情報を収集・整理・分析したり、周囲の人と意見交換・協働したりしながら進めていく活動のことです。自らテーマや課題を設定し、試行錯誤しながら自ら答えを導き出すという「探究心」を大事にしながら行う学修活動

Q24. 応募時点で受入先機関が未定の場合でも応募できますか。

A24. 応募できます。応募時点で受入先機関を確定している必要はありませんが、受入先機関のない活動は留学計画として認められません。また、奨学金等の支給に際しては当該受入先機関からの証明書(受入許可・修了証明)が必要になるので、必ず確保できるようにしてください。

※留学計画書(応募書類)は予定として受入先機関名を記載してください。

※受入先機関からの受入許可を留学開始までに得る必要があります。

※採用後、留学計画書に記載のない受入先機関に変更する場合は、再審査が必要となる場合があります。

Q25. 留学先国・地域が複数ある留学計画は支援対象となりますか。

A25. 支援対象となります。

Q26. 留学エージェントまたは旅行代理店等が提供する留学プログラムを利用することはできますか。

A26. 在籍高校等が教育上有益な学修と認めるプログラムであれば活用することが可能です。

ただし、拠点形成支援事業は生徒等が自ら立案・計画した留学計画を支援するものです。既存のプログラムの内容をそのまま留学計画とするのではなく、生徒等が自ら立案・計画する活動を加え、独自性のある留学計画を作成してください。

Q27. 受入先機関は、高校や大学等の教育機関に限られますか。

A27. 教育機関(高校、大学、語学学校等)に限らず、研究機関、国際機関、インターンシップを受け入れる海外の企業等、幅広い機関を受入先機関として申請することができます。選考においては、留学計画に照らして、当該機関が留学先として適当であるかどうか審査されます。

Q28. 探究活動を行う受入先機関はどのように探したらよいですか。

A28. 以下を参考にしてください。

①企業等が独自に提供するもの(海外事業所におけるインターンシップ(取扱う企業等に相談)／政府系機関の事業で提供されるもの／留学エージェント等が提供するもの)

②在籍高校等が持っている連携先(姉妹校など)

Q29. ホームステイ先は受入先機関として認められますか。

A29. 認められません。受入先機関とは、諸外国等に所在する法人や団体等で、派遣留学生が実際に学修や探究活動を行う機関です。個人による受入れは認められません。受入先機関がなく、受入れの証明や活動を修了したことの証明ができない計画は支援の対象外です。

Q30. ホームステイ先を斡旋する旅行代理店や、留学プログラムを提供するエージェントは受入先機関として認められますか。

A30. 認められません。ただし、諸外国等に所在する当該機関において、当該機関の業務に関するインターンシップ等の探究活動を行う場合は、この限りではありません。

Q31. 海外ボランティアやインターンシップを行う留学計画は支援対象となりますか。

A31. 対象となります。拠点形成支援事業では、インターンシップ、ボランティア、現地の高校等に在籍しながらのフィールドワーク、実験、実習等、生徒が自ら立案・作成した探究活動を含む留学を支援しています。

Q32. スポーツ・芸術探究コースは、実技が含まれない留学計画も応募できますか。

A32. 応募できます。スポーツ・芸術分野であれば、実技の有無は問いません。また、実技経験や実績も問いません。

Q33. 留学計画の内容が、在籍高校等で履修する教科・科目との関連が薄い分野であっても応募できますか。

A33. 在籍高校等が教育上有益な学修と認める場合、応募できます。留学内容の分野と履修教科・科目の関連性は問いません。

Q34. 複数の生徒等でチームを組んで留学する計画は支援対象となりますか。

A34. MLGs探究コースのみ4人を上限とするチームでの応募が可能です。

Q35. チームのメンバーを変更してもいいですか。

A35. 応募申請後のメンバーの変更(入れ替え、追加)はできません。途中でメンバーが抜けることにより人数が2人に満たない場合は参加継続ができないことになるので注意してください。ただし、やむを得ない場合は地域協議会に相談してください。

Q36. 留学期間の数え方を教えてください。

A36. 受入先機関における派遣留学生の実際の探究活動の開始日から終了日までの期間(日数)が留学期間です。受入先機関が証明する受入れの期間と一致する必要があります。活動を行わない場合、渡航および帰国にかかる期間や移動日は含まれません。

Q37. 探究活動について、活動時間の目安(週〇時間以上など)はありますか。

A37. 探究活動について、時間数の指定はありません。

Q38. 渡航日及び帰国日について、決まりはありますか。

A38. 留学期間終了後、10日以内に帰国する必要があります。また、留学開始日が2024年7月10日より前の計画は支援の対象外です。

Q39. 留学中、教員の引率は必要ですか。

A39. 不要です。ただし、募集要項「在籍高校等の要件」に掲げる危機管理体制を整備する必要があります。

Q40. 採用後、応募時の留学計画を変更することはできますか。

A40. できます。ただし、変更内容によっては、選考委員による再審査(原則2回まで)を行います。再審査の結果、変更が承認されない場合や奨学金の支給を終了する場合があります。応募の段階から熟慮のうえ留学計画を作成し、申請してください。なお、当初計画からの奨学金等の増額支援は行いません。(例えばアジアからヨーロッパに留学計画が変更になっても奨学金などの支給額はアジア地域分となります)

【支援内容・奨学金について】

Q41. 奨学金等の金額はいくらですか。また、返済の必要はありますか。

A41. 奨学金月額や留学準備金の金額は留学先国・地域により異なります。拠点形成支援事業の奨学金等は給付型のため、返済は不要です。詳細は募集要項「6. 支援内容 (1)奨学金等の支給」をご確認ください。

Q42. 留学先国・地域が複数ある留学計画が採用された場合、留学準備金は2回支給されますか。

A42. 支給されません。留学準備金は15万円(アジア地域)または25万円(その他の地域)の定額で1回支給です。

Q43. 奨学金等の返納が必要になる場合はありますか。

A43. 留学期間の短縮等、留学計画の変更により、奨学金の返納が必要になることがあります。また、採用の取消しや支援の終了となる事由が生じた場合、奨学金等の一部又は全部について返納が必要になる場合があります。詳細は募集要項「14. 採用取消しまたは支援の終了等」を確認してください。

Q44. 他団体の奨学金との併給は可能ですか。

A44. 可能です。ただし、他団体等から留学のための奨学金(給付型)を受ける場合は、その総額が奨学金等の総額を超えないことが要件となります。採用後に要件を満たさなくなった場合は、コンソーシアムによる採用を取消します。また、奨学金支給団体によっては、他の奨学金との併給を認めない場合があるので、奨学金支給団体に確認してください。

※留学のための奨学金(貸与型)を受ける場合、要件はありませんが、併給が可能かどうかを奨学金支給団体に必ず確

認してください。

その他については、募集要項(7.(1)派遣留学生の要件)を確認するとともに、現在受けている奨学金がある場合は、その支給団体にも確認してください。

Q45. インターンシップで報酬を受け取っても良いのでしょうか。

A45. インターンシップ等での報酬を受ける場合は、その総額が奨学金の総額を超えないことが要件となります。

Q46. 在籍高校や他団体から、留学に際して渡航費の一部の支援を受けることは可能ですか。

A46. 可能です。

Q47. マイレージを利用して航空券を取得しても問題ないでしょうか。

A47. 問題ありません。

Q48. 面接を受けに行くための交通費や旅費は支給されますか。

A48. 支給されません。

Q49. 拠点形成支援事業の奨学金等は課税対象ですか。

A49. 非課税です。

【選考について】

Q50. 選考はいつどこで行われるのでしょうか。

A50. 書類審査を通過した応募者およびチーム応募者に対し面接の日程・場所等を通知します。

Q51. 審査基準を教えてください。

A51. 審査は「人物」と「計画」の2つの観点から行います。チーム応募では「チームワーク」も審査します。

Q52. 面接審査はどのように行われますか。

A52. 対面による個人面接を行います。なお、日本語で実施します。

Q53. チーム応募の面接審査はどのように行われますか。

A53. 対面によるチーム面接を行います。なお、日本語で実施します。

Q54. 選考結果について、不合格の理由を教えてください。

A54. 選考結果に関する問い合わせについては、一切お答えできません。

【トビタテ！留学 JAPAN ～新・日本代表プログラム～【高校生等対象】の事前・事後研修について】

Q55. 事前・事後研修とは何ですか。

A55. 事前・事後研修は、留学目的や留学成果の明確化を目的としてトビタテ事務局が実施する研修です。

Q56. 拠点形成支援事業の派遣留学生もトビタテ事務局の事前・事後研修への参加は義務ですか。

A56. 事前研修および事後研修への参加は派遣留学生の義務です。拠点形成支援事業で採用された派遣留学生も「新・日本代表プログラム」の一員です。必ず参加してください。

不参加の場合や、遅刻や欠席があった場合、研修中に日本代表として相応しくない行動がみられた場合等は、派遣留学生としての採用を取り消す又は支援を終了することがあります。その場合、既に支給している奨学金等の全額または一部について返納を求められることがありますので、日程を十分に調整した上、必ず参加してください。

Q57. いつ実施されますか。

A57. 事前研修の日程は、募集要項「10.スケジュール」に記載していますので確認してください。事後研修については、採用者に向けて別途通知します。

Q58. 開催地・会場はどこになりますか。

A58. 会場については、決定次第お知らせします。

Q59. 派遣留学生ネットワークとは何ですか。

A59. 留学後の継続的な学修や交流を目的とし、「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」派遣留学生の連携を行います。なお、採用された派遣留学生は留学後も県内で実施される様々な活動に主体的に参加することが望まれます。

【留学中の安全管理について】

Q60. 安全上、支援の対象とならない留学先国・地域は、どのように判断すればよいですか。

A60. 受入先機関の所在地が、外務省の「領事サービスセンター(海外安全相談班)」の情報提供サービス等における海外安全ホームページ上「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当しないかどうかを確認してください。

※留学開始時点又は留学中に「レベル2」以上となった場合は、原則、奨学金の支給対象外となります。

※応募時点で受入先機関の所在地が「レベル2」以上であっても、選考に差し支えありません。

※詳細は、募集要項「安全管理について」を確認してください。

Q61. 【学校担当者のみ】安全管理について、在籍高校等の留意点を教えてください。

A61. 募集要項「7. 要件(3)在籍高校等の要件」を必ず確認してください。

なお、留学エージェント等が提供するプログラムを利用する場合は、そのプログラムの安全体制、緊急体制や有事の際の責任の所在等が十分であるかの判断を行ってください。留学先国・地域が、文部科学省が定める「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」に照らし、危険であると判断される場合は、留学計画の変更等について生徒等と十分に相談してください。

Q62. 留学中に起きた事故等により生じた費用の負担や現地でのサポートはありますか。

A62. 日本学生支援機構および地域協議会は、留学中に起きた事故や疾病等により生じる費用の負担や現地でのサポートは行いません。留学中は、留学先国・地域に関する情報収集に努めるとともに、地域協議会、在籍高校等、受入先機関が定める安全管理の方針に従ってください。また、派遣留学生は在籍高校等との連絡を密にしてください。

Q63. 留学に際し、海外旅行保険等の保険に加入する必要はありますか。

A63. 地域協議会では無保険での海外留学は許可しません。留学開始までに必ず海外旅行保険に加入してください。(募集要項「15.安全管理について」参照)。

(補足)

Q1. アンバサダー活動とはどんな活動ですか。

A1. 留学先において日本や日本の地域の良さを発信する活動です。世界に日本のファンを増やし、人脈を構築・継続させることが望めます。

Q2. エヴァンジェリスト活動とはどんな活動ですか。

A2. 留学中・帰国後に留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える活動を指します。場所や手段等については各自が実施可能な方法で行ってください。

Q3. 探究活動とはどんな活動ですか。

A3. 探究活動とは、生徒等が自らテーマや課題を設定し、その目標に対して、多様な人々と協働し、試行錯誤しながら自ら答えを導き出す活動です。留学エージェント等の企画するプログラムを利用せず、生徒等が自らテーマや課題を設定し作成した留学計画の場合には、計画自体が探究活動となります。また、探究活動を行う場所は、受入先機関に限らず、自由に行うことができます。

※留学エージェント等の企画するプログラムに参加する場合は、自ら計画した探究活動が行える時間をしっかり確保してください。

Q4. マイ探究コースとスポーツ・芸術探究コースのどちらで申請すればいいでしょうか。

A4. 探究活動のテーマや目的に応じてコースを決めてください。どこの機関でどんな活動をする 것도自由です。語学学校や現地の高等学校での学修と並行して探究活動をする 것도可能ですし、探究活動のみ行うことも可能です。

Q5. スポーツ・芸術探究コースにおいて、スポーツで留学する場合には、どのような内容の留学が支援対象となりますか。競技者のみを指していますか。

A5. スポーツにおいては、単なる試合観戦ではなく、自ら海外のスポーツクラブやチームに参加し、練習や試合を通して、チームメイトとコミュニケーションを取りながら、戦術面、フィジカル面を学ぶような計画を支援します。

また、競技者のみでなく、スポーツ科学やスポーツマネジメント等、競技活動をより効果的に行うために必要な領域を学修する計画についても、支援の対象となります。

Q6. スポーツ・芸術探究コースにおいて、芸術で留学する場合には、どのような内容の留学が支援対象となりますか。

A6. 芸術分野においては、単なる博物館、美術館鑑賞ではなく、海外の芸術学校等での学修やレッスン・発表会への参加を通して技術を磨くような計画を支援します。また、実習形式のみでなく、専門的分野について学校等において学問的な側面から学修する計画も対象となります。

Q7. 社会探究コースと MLGs 探究コースとの違いは何ですか。

A7. 琵琶湖を切り口とした探究活動は MLGs 探究コースとなります。例えば、地域の食文化や伝統食について探究活動を行う場合、湖魚料理についての探究であれば、MLGs 探究コースへの応募が可能です。

Q8. 活動内容の異なる留学先機関が複数ある場合、どの分野で申し込みばよいでしょうか

A8. 留学目的を達成するための探究活動内容がどのコースに該当するのかは、募集要項を参照の上、自身の探究活動の目的やテーマに沿って自分自身で判断してください。

例えば、アメリカでダンスのレッスンを受講しながら語学学校に通う留学計画の場合、ダンス習得が主たる探究活動であれば「スポーツ・芸術探究コース」、語学学校に通いながらダンスによる地域活性化やまちづくりの好事例を探ることが主たる探究活動であれば「社会探究コース」、湖でのレジャーに関する探究活動であれば「MLGs 探究コース」で応募可能です。

Q9. 在籍する学校の夏期海外研修や海外実習に参加する留学でもよいですか。

A9. 本事業は高等学校等が主催するの夏期研修や海外実習を利用することはできません。本事業は生徒等自ら立案・計画した留学計画を支援するものです。既存のプログラムの内容をそのまま留学計画とするのではなく、生徒等が自ら立案・計画する活動を加え、独自性のある留学計画を作成してください。

Q10. 語学ができなくても問題ないですか。

A10. プログラムの中には必ずしも語学が堪能でなくても、留学可能なものもありますので、高度な語学を身に付けていることは必須要件ではありません。ただし、留学中に充実した日々を送るためには、日常会話や専門用語など一定程度の語学力が必要になることが考えられますので、渡航前にご自身で十分準備をしてください。

Q11. 応募時点において、留学先機関の授業のカリキュラムが決まっていない場合は留学エージェントのプログラム名称や留学エージェント名、プログラムの内容が確認できる URL の欄はどのように記載すればよいでしょうか。

A11. 当該留学先機関で前年度等に実施している同様のプログラムのカリキュラムなど、学修する内容が確認できる、留学エージェントのホームページや資料などの公表している URL を記載してください

Q12. 複数の国の留学先機関への留学を計画していますが、応募時点ではそれぞれの機関への留学が認められるかわかりません。応募書類にはどのように記載すればよいでしょうか。

A12. 応募時点で留学先機関の確定は必須ではありませんが、計画書には希望する国・留学先機関、活動予定など、希望しているものを全て記載し、受入れに関する打診状況を記載してください。選考では計画の有効性や実現性、安全性の確保についても審査します。

Q13. 語学学校に通学したい場合、その期間は留学期間として認められますか。

A13. 語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。ただし、語学学校のみに通学する期間は留学期間としてカウントできませんが、探究活動と並行して語学学校に通学することで、留学期間としてカウントすることは可能です。

- (例) × 語学学校(又は現地の高等学校)のみの活動
- 語学学校(又は現地の高等学校) + 探究活動
 - 探究活動のみ

Q14. 同じ学校の生徒等がチームを組んでスポーツ等の留学をする計画は応募の対象となりますか。

A14. チームでの応募ができるのは「MLGs 探究コース」のみです。

Q15. 応募書類は手書きでもよいのでしょうか

A15. オンライン申請システムでの応募です。応募段階から生徒にフォームに入力をさせていただきますので、手書きで記載できるのは「自己 PR」欄のみになります。ただし、「留学プログラムの概要」欄については利用するプログラムの内容が確認できるホームページの URL を記載、「自己 PR」欄については文字やイラスト等の手書き、写真や資料の添付、PC 入力等、どのような形態でも可能です。手書きの場合は PDF 化していただき、データを回収します。添付できるデータは 4MB までです。

Q16. 2か国での留学を予定していますが、活動日数はどのようにカウントすればよいでしょうか。

A16. それぞれの国における活動日数を合算してください。「日本から留学先国・地域へ」および「1 か国目から 2 か国目へ」等のうち、移動日は留学期間としてカウントはしません。

Q17. 民間の留学エージェントを利用せず、現地の学校等を自分で探して直接応募するような留学内容も応募可能でしょうか。

A17. 本制度は留学先の国・機関・内容を自由に設計できることが特徴であり、自分で留学先を探したり、直接連絡す

ることも留学目的を達成するために有益なプロセスと考えています。

その場合、現地での安全管理が整っているかを在籍高等学校等や保護者と共に確認し、留学中の連絡がスムーズに行えるように注意してください。また、奨学金の支給にあたり必要となる書類(留学先機関の発行する受入証明書等)の発行についても留学先機関へ自身で手配してもらうことになります。

Q18. 「新高校1年生」の審査はどのように行われるのですか。

A18. 「新高校1年生」では、書面審査と面接審査を同時に行う「総合審査」という形式で選考を行います。留学計画書をもとに応募者全員に対して面接審査しますので、面接審査では留学に対する熱意を伝えてください。詳細につきましては募集要項をご覧ください。

Q19. 機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を超えない生徒等と超える生徒等では選考上何か違いはありますか？

A19. 選考プロセスや選考基準に違いはありませんが、支給額が異なります。採用予定人数は全体の1割程度となります。

Q20. 面接審査はどのように行われますか。

A20. 面接審査は個人面接で行います。

なぜ留学に行きたいのかについてのプレゼンテーションや面接官との質疑応答を行います。チーム応募の場合はチームごとに面接を行います。

Q21. 面接審査は英語などの外国語を使いますか。

A21. 面接審査は日本語で実施しますが、自己PRの際に外国語を用いても構いません。

Q22. 採用後、どのような方法で奨学金が支払われますか。

A22. 奨学金等の支給は、原則として派遣留学生本人名義の口座へ直接お振込みいたします。採用後に公表する「事務手続の手引」において提出書類、支給スケジュール等の詳細についてお知らせします。

※奨学金の受給には、採用後に所定の様式による申請手続きが必要です。

※書類未提出や提出した書類に不備がある場合は、解消するまで支給できません。(奨学金は自動的に振り込まれるものではありません。)

Q23. 2カ国以上の国・地域に留学する場合、奨学金の支給額はどうなりますか？

A23. 複数の国・地域で留学を行う派遣留学生には、留学期間が最も長い地域区分に応じた金額を支給します。詳しくは採用後にお送りする「事務手続の手引」にてお知らせいたします。

Q24. 受入期間を証明する書類とはどのようなものですか。

A24. 採用後、留学先機関の「受入許可証」をご提出いただきます。そこに記載された日程で留学期間を決定します。受入先とのメールとのやり取りは証明書にはなりません。必ず証明書を発行してもらってください。

※留学先機関は、諸外国等の法人や団体等、受入許可書の発行が可能な機関(学校等に限らない。)を指し、個人による受入れは認められません。

Q25. 採用後留学までの間、もしくは留学途中での計画変更は可能ですか。

A25. 計画変更が留学の目標達成に有益である場合、もしくは先方のやむを得ない事情等の場合には計画変更は可能ですが、当初から大きく異なった計画で、目標の達成が困難と思われる場合は採用の取消もしくは支援の継続ができない場合があります。

変更申請時には新たなプログラムに沿った留学計画書を再提出いただき、選考委員による再審査が必要となります。

Q26. 奨学金の返還が必要になるケースはありますか。

A26. 本プログラムの派遣留学生の要件を満たさなくなった場合は、返還が必要になります。

また、事前に計画した内容を実施していないと判断される場合は、奨学金の返還を求める場合があります。

Q27. 留学斡旋会社を紹介してもらえますか。

A27. 本コンソーシアムが認定している留学エージェントはありません。また留学エージェントと応募者を仲介することもありません。

(更新日)

2023年12月21日

2024年2月29日